

農地の権利取得時における下限面積要件の廃止について

農地の売買や貸借・生前贈与をする場合には農業委員会の許可を受けなければならず、農地法第3条の許可要件を全て満たす必要があります。

許可要件の1つに「申請農地を含め、権利取得世帯の経営面積【自作地+借入地】が50a（下限面積）以上になること」という要件がありました。

これは、安定した農業経営を行うため、経営面積が一定以上にならないと許可できないとする「最低経営面積」を定めたものです。

潟上市農業委員会では、令和3年8月にこの下限面積の見直しについて検討した結果、意欲ある新規就農者や小規模農家の参入を促進し、遊休農地の発生防止と解消を図ることを目的として10a（1,000㎡）へと引き下げましたが、令和5年4月の農地法改正により、全国統一でこの下限面積要件が廃止されました。

ただし、申請者または世帯員が耕作するための目的であるといった許可要件などは継続となっています。